

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健に関する事務	
②事務の概要	・母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保険指導や訪問指導、健康診査、妊婦や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計	
③システムの名称	健康情報システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
・健康情報ファイル ・個人番号管理テーブル ・宛名テーブル ・宛名履歴テーブル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の95、95の2、96の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第97条、第97条の2、第98条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、第50条、第73条、第82条、第97条、第114条、第127条、第157条、第163条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	----------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。
-------	--

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	毎年、情報セキュリティ研修を受講し、個人情報の適切な管理のための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福戸 藤佐夫	喜多美由紀	事後	軽微な変更のため
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	喜多美由紀	林優子	事後	軽微な変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49項 平成26年内閣府・総務省令第5号第40条	番号法第9条第1項 別表の70の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】26.56-2.87項 【情報照会】70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19.30.44条 【情報照会】39条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の95、95の2、96の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第97条、第97条の2、第98条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、第50条、第73条、第82条、第97条、第114条、第127条、第157条、第163条	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か。 【十分である】 判断の根拠 特定個人情報保護評価の対象となる事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。	事前	新様式への移行
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 【 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策】 当該対策は十分か【再掲】 【十分である】 判断の根拠 毎年、情報セキュリティ研修を受講し、個人情報の適切な管理のための措置を講じている。	事前	新様式への移行